

1 住宅の取得・建替え・リフォーム等

(1) 相談窓口

① 住まい相談プラザ〔埼玉県住宅供給公社〕



埼玉県住宅供給公社では、「住まい相談プラザ」において様々な住宅に関する相談を無料で受け付けています。相談内容により事前のご予約が必要となりますので、詳しくは住まい相談プラザにお問い合わせください。

1 相談について

相談の種類	内 容	開催日時
リフォーム専門相談	住宅リフォームの基本的な知識、業者の選び方、見積書の見方、契約の留意点、工事施行中の留意点などの相談を行います。 ※オンライン（ZOOM）相談可	第1・第3土曜日の午後開催（予約制）
法律特別相談	契約内容のトラブル（契約解除や損害賠償）、住宅の保証、住宅引き渡し後の不具合、敷金返還問題（退去時の原状回復費用）などの相談を弁護士が行います。 ※オンライン（ZOOM）相談可	月6回 平日の午後開催（予約制）
マンション管理専門相談	管理規約、管理組合運営、管理費の滞納請求、委託管理や自主管理、大規模修繕工事や長期修繕計画、防犯・防災対策等についての相談を行っています。 ※オンライン（ZOOM）相談可	日曜日の午後開催（予約制）
空き家相談	空き家・空き地の売却や管理、活用等の相談を行います。	第3火曜日の午後開催（予約制）
住まいにかかる一般相談、その他の相談	契約や瑕疵問題に関する一般的な相談、住宅建設・改修に係る技術的相談、建築家による建築相談、住宅ローン相談、住宅防犯相談、その他の相談を行っています。	※専門相談員による相談日については、お問い合わせください。（予約制）

2 問い合わせ、相談先

埼玉県住宅供給公社 住まい相談プラザ	
電話・FAX	電話：658-3017 FAX：642-6890
住所	さいたま市大宮区錦町 630 JR大宮駅構内 JR大宮駅南改札（又は北改札）より徒歩1分
営業時間	10:00～18:30（受付時間：18:00 まで） ※年末年始（12/29～1/3）を除く
ホームページ	https://www.saijk.or.jp/consultation/



② 住まいるダイヤル〔住宅リフォーム・紛争処理支援センター〕



住まいるダイヤルは、法律に基づいて国土交通大臣から指定を受けた住宅専門の相談窓口です。住宅のトラブル等について、経験豊富な建築士の相談員が、電話で相談を受け付けています。

また、建設住宅性能評価を受けた住宅、住宅瑕疵担保履行法に基づく瑕疵保険が付いた住宅、住宅リフォーム及び既存（中古）住宅に関する相談では、弁護士会で弁護士と建築士が面談する専門家相談を受けていただくことができます。

詳しくは、下記までお問い合わせください。

1 相談について

相談の種類	内 容（例）
新築住宅のご相談	・住宅に不具合があるようで心配だ ・事業者の不具合の修理を依頼したが対応してもらえない ・契約金額や工期が契約通りになっていない
リフォームのご相談	・リフォーム工事に不具合があるようで心配だ ・事業者の説明や契約内容と工事が違う ・訪問販売業者とリフォーム工事の契約をしたが、解約はできるか
既存（中古）住宅等のご相談	・既存（中古）住宅に不具合があるようで心配だ ・既存（中古）住宅を購入したいが、どのような点に注意すればよいか

2 問い合わせ先

問い合わせ先 住まいるダイヤル（公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター）
 ナビダイヤル：0570-016-100
 または 電話：03-3556-5147
 受付時間 10:00～17:00（土、日、祝休日、年末年始を除く）
 ホームページ <https://www.chord.or.jp/>

このガイドには、それぞれの取組みの概要について記載されています。
 詳細な内容については、ホームページのリンク先をご覧ください。
 各問い合わせ先までご連絡ください。



③ 市民相談



各区役所では、住宅や土地などに関する様々な相談に無料で応じています。

相談の予約は、電子申請又は各区役所暮らし応援室の窓口や電話で受け付けています。

日時や予約方法等の詳細については、市ホームページをご覧ください。各区役所暮らし応援室へお問い合わせください。

● 借地・借家相談（予約制）

- 1 相談内容 借地・借家に関する相談
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区役所暮らし応援室

● 司法書士の登記・法律相談（予約制）

- 1 相談内容 登記、成年後見書類作成、簡易裁判所の調停・和解、クレジット、サラ金
- 2 場所・問い合わせ先 各区役所暮らし応援室
※法律相談は認定司法書士・140万円以内の紛争に限る

● 土地家屋調査士の登記相談（予約制）

- 1 相談内容 境界調査、測量、分・合筆、新築・増築・取壊しに関する登記
- 2 場所・問い合わせ先 大宮区・中央区・浦和区・岩槻区役所暮らし応援室

※下記ホームページに関する問い合わせ 市民生活安全課 電話：829-1214 FAX：829-1969
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/004/p001597.html>

各区役所 暮らし応援室

西 区	電話：620-2626 FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6136 FAX：856-6273
北 区	電話：669-6026 FAX：669-6162	浦和区	電話：829-6049 FAX：829-6231
大宮区	電話：646-3026 FAX：646-3162	南 区	電話：844-7136 FAX：844-7270
見沼区	電話：681-6026 FAX：681-6162	緑 区	電話：712-1137 FAX：712-1272
中央区	電話：840-6026 FAX：840-6162	岩槻区	電話：790-0128 FAX：790-0262

④ その他無料相談（住宅の取得・建替え・リフォーム等に関する支援）

建設埼玉、埼玉土建、宅建協会が主催の無料相談を区役所で実施しています。詳細については、各実施団体にお問い合わせください。

● 住宅新增改築修繕相談

- | | |
|----------|--|
| 1 相談内容 | 住宅の新築・改築・増築・修繕に関する相談（法律相談を除く） |
| 2 場所 | 大宮区・中央区・浦和区・南区役所 |
| 3 問い合わせ先 | 建設埼玉大宮地区本部（電話：624-9145）大宮区
建設埼玉浦和地区本部（電話：825-2693）浦和区・南区
埼玉土建さいたま北支部（電話：669-5277）大宮区
埼玉土建さいたま南支部（電話：861-7111）中央区・浦和区・南区 |

● 宅建業協会の不動産相談

- | | |
|----------|--|
| 1 相談内容 | 不動産の売買・賃貸等の相談 |
| 2 場所 | 大宮区・岩槻区役所くらし応援室 |
| 3 問い合わせ先 | 宅建協会大宮支部（電話：643-5051）大宮区
宅建協会埼玉支部（電話：0480-31-1157）岩槻区 |

⑤ 不動産取引に関する相談



埼玉県建築安全課では、宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）に基づき宅地建物取引業者の指導・監督を行っており、その一環として、不動産の売買契約や賃貸借契約などに関するご相談を「対面」と「電話」でお受けします。（原則として電子メールでの相談は受け付けておりません。）

なお、損害賠償請求、契約解除、賃貸住宅の退去時の敷金返還や原状回復など、内容によっては他の相談窓口をご案内することがあります。（詳しくは下記のホームページをご確認ください。）

1 対面相談

- (1) 受付場所 埼玉県庁第 2 庁舎 1 階 建築安全課
- (2) 受付時間 平日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）9 時～11 時 30 分、13 時～16 時
- (3) 相談に必要な資料をご用意ください。資料がないと適切な回答ができないことがあります。
- (4) 相談時間は原則として 1 時間以内です。

2 電話相談

- (1) 電話 830-5488（直通）
※宅地建物取引業者と宅地建物取引士の手続に関することは、830-5492（直通）
- (2) 受付時間 平日（12 月 29 日～1 月 3 日を除く。）9 時～11 時 45 分、13 時～16 時 30 分

問い合わせ先 埼玉県 建築安全課 電話：830-5488 FAX：830-4887

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1106/takkensoudan-main/fudousan-soudanmadoguchi.html>

⑥ 建設工事紛争相談



埼玉県建設管理課では、主に埼玉県知事許可業者に関する建設業法違反行為についての相談に応じ
ています。相談内容によっては、別の相談窓口をご案内することもありますのでご了承ください。

【相談窓口】

埼玉県 県土整備部 建設管理課 審査・指導監督担当

(電話相談) 電話：830-5171

(面談相談) 場所：さいたま市浦和区高砂 3-15-1 県庁第2庁舎3階建設管理課分室

受付時間：県庁開庁日 9時～11時、13時～16時

問い合わせ先 埼玉県 建設管理課 電話：830-5171 FAX：830-4867

ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a1002/kensetugyo/27.html>

⑦ さいたま市消費生活総合センター



- ・商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付けます。
- ・消費生活相談員が、相談者の皆さんと共に考え、解決に向けてお手伝いします。
- ・相談内容によっては他機関を紹介させていただく場合があります。
- ・相談は無料です。
- ・契約書等の関係書類をご準備の上相談していただくとスムーズです。

センター名	場 所	受付時間	相談電話	月	火	水	木	金	土	日
消費生活 総合センター	大宮駅西口 JACK 大宮 6 階	9:00~16:30	645-3421	○	○	○	○	○	○	電話相談 (645-3421) 9:00~16:00
浦和消費 生活センター	浦和駅東口 コムナーレ 9 階	9:00~16:30	871-0164	○	○	○	○	○	○	
岩槻消費 生活センター	岩槻駅東口 岩槻区役所 3 階	9:00~12:00 13:00~16:30	749-6191	○	○	○	○	○	-	
ホームページ https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/012/003/001/001/p009926.html										

住宅は、私たちの生活の基盤となるもので、福祉・環境・
まちづくりなど、様々な分野と深く関わっています。
このガイドには、このような様々な分野の取組みを網羅して
記載しています。



(2) 助成制度

① 耐震化促進



さいたま市では、地震災害に強いまちづくりを推進するため、市内における既存建築物の耐震化を支援しています。各種の制度を利用するためには様々な条件がありますので、詳しい内容につきましては下記までお問い合わせください。

- **耐震アドバイザー派遣制度**

耐震診断や耐震改修についての講習会や研修会等を企画するグループに耐震アドバイザーを派遣し、耐震診断・改修に関する市民活動について支援します。

- **木造住宅耐震診断員派遣事業**

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された 2 階建て以下の木造在来軸組構法の戸建て住宅の耐震診断を実施したい方に、さいたま市から無料で耐震診断員を派遣します。

※当該事業において対象外となる、非木造の住宅等の耐震診断は、耐震補強等助成事業をご利用ください。

※申請期間は、各事業年度の 4 月 1 日から 12 月末日までです。

- **耐震補強等助成事業**

昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築された戸建住宅・共同住宅等の耐震診断、補強設計、補強工事及び建替え工事の費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の 4 月 1 日から 1 月末日までです。

ただし、1 月末日までに事業の完了報告の提出が必要です。

- **耐震シェルター等設置支援事業**

地震による木造住宅の倒壊から居住者の生命を守るため、木造住宅の所有者が耐震シェルター等を設置する場合、その費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の 4 月 1 日からです。

ただし、3 月末日までに設置を完了し、助成金交付請求書の提出が必要です。

- **既存ブロック塀等改善事業**

地震発生時における、ブロック塀等の倒壊による人的被害の防止及び避難経路の確保を図るため、道路等に面するブロック塀等の除去又は軽量フェンス等への建替えの費用の一部を助成します。

※申請期間は、各事業年度の 4 月 1 日から 2 月末日までです。

ただし、2 月末日までに事業の完了報告の提出が必要です。

問い合わせ先 建築総務課 電話：829-1539 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/002/index.html>

② 民間建築物吹付けアスベスト除去等事業補助金



アスベストが含有されているおそれのある吹付け材（吹付塗装は除く）の分析調査や、吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールの除去等を行う場合、費用の一部を補助します。

※申請期間は、各事業年度の4月1日から11月末日までです。

※申請の前に必ず事前相談を行ってください。事前相談は随時承ります。

問い合わせ先 建築総務課 電話：829-1539 FAX：829-1982

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/010/p002621.html>

③ バリアフリー助成

③-1 介護保険給付（住宅改修費の支給）



介護保険は、介護が必要になっても高齢者が地域で安心して暮らしていけることを目指すとともに、いつまでも自立した生活を送れるように支援する制度です。

介護保険給付には、被保険者の住所地の住宅で、施工前に申請し、市が必要と認めた住宅改修に対して、20万円の費用額を上限として費用の保険給付割合相当額を支給する「住宅改修費の支給」があります。対象となる工事には、手すりの取り付け、段差や傾斜の解消、滑りにくい床材・移動しやすい床材への変更、開き戸から引き戸等への扉の取り替え、扉の撤去、和式から洋式への便器の取り替え、その他これらの各工事に付帯して必要な工事です。

介護保険給付を受けるためには、要介護（要支援）の認定が必要となります。詳しくは、各区役所 高齢介護課（介護保険係）までお問い合わせいただくか、パンフレット「さいたま市の介護保険」（下記リンク先）をご覧ください。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（介護保険係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/003/001/001/p031398.html>

各区役所 高齢介護課（介護保険係）

西 区	電話：620-2668	FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6178	FAX：856-6271
北 区	電話：669-6068	FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6153	FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3068	FAX：646-3165	南 区	電話：844-7178	FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6068	FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1178	FAX：712-1270
中央区	電話：840-6068	FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0169	FAX：790-0267

③－２ 介護予防高齢者住環境改善支援事業



要介護状態等となるおそれの高い方の居宅を改善するための経費の一部又は全部を補助します。

工事着工前に補助金の交付決定を受ける必要があります。

1 対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方

- ① 市内に1年以上居住し、かつ在宅で生活する65歳以上の方
- ② さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③ 申請時において、介護保険制度の要介護・要支援認定を受けておらず、かつ認定を受けるための申請を行っていないこと
- ④ シニアサポートセンター（地域包括支援センター）又は各区高齢介護課が実施した基本チェックリストにおいて、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められた方
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと

2 対象工事

- ① 手すりの取付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止、移動の円滑化などのための床・通路面の材料の変更
- ④ 引き戸などへの扉の取替え
- ⑤ 洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥ その他これらの工事に付帯して必要な工事

※事前に居住地を担当するシニアサポートセンター（地域包括支援センター）の確認を受けることが必要です。

3 補助額

- ① 介護保険料第1段階・2段階の方は全対象経費（上限15万円）
- ② 介護保険料第3段階以上の方は対象経費の2/3（上限10万円）

※以前にこの制度の支給を受けた方が、再度申請する場合、15万円から既に支給された分に関する対象経費を差し引いた額が、対象経費の限度額となります。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/007/007/007/p018981.html>

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区	電話：620-2667 FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6177 FAX：856-6271
北 区	電話：669-6067 FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6152 FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3067 FAX：646-3165	南 区	電話：844-7177 FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6067 FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1177 FAX：712-1270
中央区	電話：840-6067 FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0168 FAX：790-0267

③－3 要介護高齢者居宅改善費補助事業

日常生活において介助を必要とする高齢者の居宅の改善（居宅の老朽化に伴う補修などを除く。）をするための経費の一部を補助します。（補助は1回限りとし、工事着工前に事前申請を行い、補助の交付決定を受ける必要があります。）

1 対象者

次に掲げるすべての要件に該当する方のために高齢者の居宅の改善工事を行う方

- ① 市内に1年以上居住し、かつ、満65歳以上の方
- ② さいたま市の介護保険の被保険者であること
- ③ 身体上の障害のため日常生活に支障があり、かつ、介護保険制度における要介護・要支援認定を受けていること
- ④ 介護保険料段階が1・2・3であること
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- ⑥ 介護保険施設又は病院などに入所・入院していないこと

2 対象となる経費

高齢者又はその介助者の動作に著しい障害となっている居宅の状況を改善するためのものであって、介護保険給付対象以外の工事

3 補助額

30万円を上限として、対象経費の3分の2の額を補助します。

問い合わせ先 各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）（下記参照）

各区役所 高齢介護課（高齢福祉係）

西 区	電話：620-2667 FAX：620-2762	桜 区	電話：856-6177 FAX：856-6271
北 区	電話：669-6067 FAX：669-6167	浦和区	電話：829-6152 FAX：829-6238
大宮区	電話：646-3067 FAX：646-3165	南 区	電話：844-7177 FAX：844-7277
見沼区	電話：681-6067 FAX：681-6160	緑 区	電話：712-1177 FAX：712-1270
中央区	電話：840-6067 FAX：840-6167	岩槻区	電話：790-0168 FAX：790-0267

高齢福祉サービスと介護保険で共通するサービスは、介護保険が優先です。介護保険の対象となった方は、介護保険サービスから利用していただくことになります。



③-4 障害者総合支援法のサービス



障害のある方の日常生活又は社会生活を支援するため、障害者総合支援法に基づき、各種障害福祉サービスや地域生活支援事業が利用できます。

この中で、日常生活用具の給付・貸与も行っており、障害児者又は難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うものについて給付する事業も実施しています。

※障害部位等により給付・貸与の対象品目が異なります。

※施設入所中、入院中の方は給付・貸与の対象品目が限定されます。

※介護保険の給付対象となる品目は、対象外となります。

詳しい内容については、各区役所 支援課までお問い合わせください。

問い合わせ先 各区役所 支援課（障害福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/003/p035472.html>

③-5 重度身体障害者（児）居宅改善整備費の補助



肢体不自由者（児）が生活しやすいように、現在お住まいの家屋の居室、浴室、便所などの住居の一部を改修する場合の経費を補助します。

※介護保険・障害者総合支援法の給付対象となる改修は対象外となります。必ず事前にご相談ください。

- 1 対 象** 身体障害者手帳をお持ちで肢体不自由 1 級から 3 級の方
※所得により対象とならない場合があります。
- 2 補助額** 改修費用の 3 分の 2（限度額 30 万円）
- 3 申 請** 身体障害者手帳、見積書、図面、改善前・改善後の写真など

問い合わせ先 各区役所 支援課（障害福祉係）（下記参照）

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/002/003/004/003/003/p001355.html>

各区役所 支援課（障害福祉係）

西 区 電話：620-2662 FAX：620-2766

桜 区 電話：856-6172 FAX：856-6276

北 区 電話：669-6062 FAX：669-6166

浦和区 電話：829-6143 FAX：829-6239

大宮区 電話：646-3062 FAX：646-3166

南 区 電話：844-7172 FAX：844-7276

見沼区 電話：681-6062 FAX：681-6166

緑 区 電話：712-1172 FAX：712-1276

中央区 電話：840-6062 FAX：840-6166

岩槻区 電話：790-0163 FAX：790-0266

④ 「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金



1 補助対象

- ・市民（これから市民になる方を含む）が、自ら居住する住宅に省エネ対策（下記参照）を実施するために要する費用の一部を補助します。
- ・集合住宅に高遮熱塗装を実施する場合のみ、管理組合が申請者となることも可能です。
- ・省エネ対策の工事完了日が、令和6年3月16日（土）から令和7年3月15日（土）までのものが対象となります。
- ・補助金交付には、市税に滞納がないことなどの条件があります。

2 省エネ対策の種類及び補助金額

省エネ対策の種類	補助金額
太陽光発電設備	【5 kW 未満】 25,000 円 【5 kW 以上】 55,000 円
太陽熱利用システム（自然循環型）	30,000 円
太陽熱利用システム（強制循環型）	50,000 円
家庭用燃料電池（エネファーム）	40,000 円
家庭用蓄電池	蓄電池容量（メーカー公表値）1kWhにつき 20,000 円（上限額 120,000 円）
V2H（ビークル・トゥ・ホーム）システム※ ¹	50,000 円
地中熱利用システム	300,000 円
高遮熱塗装（既築の屋根面のみ）	塗装面積 1㎡あたり 400 円 （上限額）戸建住宅 20,000 円 集合住宅 500,000 円
HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）	5,000 円
ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）※ ²	200,000 円

※1 電気自動車等受給電設備の略

※2 ZEH を申請する場合、家庭用蓄電池以外のメニューとの併用不可

●市内事業者による加算制度があります。

詳しくは下記までお問い合わせください。

問い合わせ先 ゼロカーボン推進戦略課 電話：829-1316 FAX：829-1991

ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/009/015/010/001/index.html>

⑤ 住宅省エネ2024キャンペーン



⑤-1 子育てエコホーム支援事業

子育てエコホーム支援事業は、エネルギー価格などの物価高騰の影響を受けやすい子育て世帯・若者夫婦世帯による高い省エネ性能を有する新築住宅の取得や、住宅の省エネ改修等に対して支援することにより、子育て世帯・若者夫婦世帯等による省エネ投資の下支えを行い、2050年のカーボンニュートラルの実現を図る事業です。

- 1 補助対象** 新築（注文・分譲）：子育て世帯※¹または若者夫婦世帯※²
 リフォーム：世帯を問わず、対象となるリフォームをした方

※1「子育て世帯」：申請時点において、子を有する世帯(令和5年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成17年4月2日以降出生の子。ただし、令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点で18歳未満、すなわち平成16年4月2日以降出生の子。)
 ※2「若者夫婦世帯」：申請時点において夫婦であり、令和5年4月1日時点でいずれかが39歳以下である世帯(令和6年3月末までに工事着手する場合においては、令和4年4月1日時点でいずれかが39歳以下の世帯。)

- 2 申請期間** 令和6年4月2日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-2 先進的窓リノベ2024事業

先進的窓リノベ2024事業は、断熱窓への改修を促進し既存住宅の省エネ化を促すことで、エネルギー費用負担の軽減、健康で快適な暮らしの実現および家庭からのCO2排出削減に貢献するとともに、断熱窓の生産効率向上による関連産業の競争力強化と成長を実現させることを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 住宅に行う開口部（窓）の断熱性能を向上する事業
2 申請期間 令和6年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-3 給湯省エネ2024事業

給湯省エネ2024事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、高効率給湯器の導入支援を行い、その普及拡大により、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 戸建、共同住宅等に寄らず、住宅に高効率給湯器を設置する事業
2 申請期間 令和6年3月29日～予算上限に達するまで（遅くとも令和6年12月31日まで）
 ※申請は登録事業者を通じて行います。

⑤-4 賃貸集合給湯省エネ 2024 事業

賃貸集合給湯省エネ 2024 事業は、家庭のエネルギー消費で大きな割合を占める給湯分野について、特に賃貸集合住宅に対する小型の省エネ型給湯器の導入支援を行うことによりその普及拡大を図り、「2030 年度におけるエネルギー需給の見通し」の達成に寄与することを目的とする事業です。

- 1 補助対象** 既存賃貸集合住宅の 1 棟あたり賃貸住戸 2 戸以上（令和 5 年 12 月 15 日以前の着工、または賃貸住戸数が 10 戸未満の賃貸集合住宅は、1 戸以上）の住戸について、従来型給湯器を、補助対象である小型の省エネ型給湯器に交換する事業
- 2 申請期間** 令和 6 年 3 月 29 日～予算上限に達するまで（遅くとも令和 6 年 12 月 31 日まで）
※申請は登録事業者を通じて行います。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先 住宅省エネ 2024 キャンペーン補助事業合同お問合わせ窓口
ナビダイヤル 0570-055-224 IP 電話等からは 03-6625-2874
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝含む）
ホームページ <https://jutaku-shoene2024.mlit.go.jp/>

⑥ 家庭における省エネ・再エネ活用設備導入補助金



家庭部門の脱炭素化を促進するため、自らが居住する既存住宅に新たに省エネ・再エネ活用設備（太陽光発電設備・太陽熱利用システム・蓄電池・エネファーム）を導入する方に、予算の範囲内において、補助金を交付する制度です。

- 1 対象住宅** 自己が居住する既存住宅
- 2 受付期間** 令和 7 年 1 月 31 日まで
※予算額に達した場合は、期間内であっても受付を終了することがあります。

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

- （1）太陽光発電設備・太陽熱利用システムに関すること
埼玉県 エネルギー環境課 住宅等省エネルギー推進担当
電話：830-3042
<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0503/hojyokin2.html>
- （2）蓄電池・エネファームに関すること
特定非営利活動法人 環境ネットワーク埼玉
電話：767-6151 受付時間：9:30～16:50（土・日・祝日、年末年始を除く）
<https://www.kannet-sai.org/hojokin/>



⑦ 長期優良住宅化リフォーム推進事業（令和 6 年度）

「長期優良住宅化リフォーム推進事業」は、良質な住宅ストックの形成や、子育てしやすい生活環境の整備等を図るため、既存住宅の長寿命化や省エネ化等に資する性能向上リフォームや子育て世帯向け改修、防災性・レジリエンス性の向上改修に対して、その費用の一部を予算の範囲内において国が補助するものです。

1 主な要件

- ① リフォーム工事前にインスペクション（建物の現況調査）を実施すること
- ② リフォーム工事後に一定の住宅性能を満たすこと
- ③ リフォーム工事の履歴と維持保全計画を作成すること

2 補助額

補助率：3分の1

限度額：80万円／戸 等

問い合わせ先 長期優良住宅化リフォーム推進事業評価室事務局

電子メール：qanda@choki-reform.com

電話：03-5805-0522 平日 10:00～16:00（12:00～13:00 除く）

FAX：03-5805-0533

ホームページ https://www.kenken.go.jp/chouki_r/

令和6年度事業の交付申請受付は一部を除いて令和6年5月末時点で停止しています。詳しくは上記HPをご確認ください。

⑧ ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）関連の補助事業

1 ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは

ZEH（ゼッチ）（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）とは「外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅」です。

2 ZEHのメリット

（１）経済性

高い断熱性能や高効率設備の利用により、月々の光熱費を安く抑えることができます。さらに、太陽光発電等の創エネについて売電を行った場合は収入を得ることができます。

（２）快適・健康性

高断熱の家は、室温を一定に保ちやすいので、夏は涼しく、冬は暖かい、快適な生活が送れます。さらに、冬は、効率的に家全体を暖められるので、急激な温度変化によるヒートショックによる心筋梗塞等の事故を防ぐ効果もあります。

（３）レジリエンス

台風や地震等、災害の発生に伴う停電時においても、太陽光発電や蓄電池を活用すれば電気を使うことができ、非常時でも安心な生活を送ることができます。

3 ZEH関連の補助事業について

ZEH 関連の補助事業については、経済産業省・国土交通省・環境省との３省連携で実施しています。詳しくは、ホームページ（下記リンク先）をご参照ください。

経済産業省

ホームページ https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html



国土交通省

ホームページ https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk4_000153.html



環境省

ホームページ <https://zehweb.jp/>



⑨ 県産木材活用住宅等支援事業補助金



埼玉県の森林の約半分はスギ・ヒノキなど木質資源の活用を目的とした人工林です。しかし現在、人工林の約 8 割が柱などの木材に適した林齢（年齢）に達している一方、若い森林は数パーセントしかないという状態になっています。

二酸化炭素の吸収・固定能力の高い若い森林が少ないことも問題ですが、このまま推移すると製材に適した大きさの木材の供給ができなくなり、環境に負担をかけず再生産できる「木材」という資源の供給が滞る恐れもあります。

この事業は「彩の国みどりの基金」を活用し、住宅・事務所・店舗等（以下、住宅等という）における県産木材の利用拡大による「伐って・使って・植えて・育てる」という森林の循環利用を促進させる事を目的として、県産木材を使って住宅等を建てる工務店等に建築費用の一部を助成します。

1 対象住宅等 県産木材を一定以上活用した住宅等が対象

2 補助対象 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく建築工事業、大工工事業若しくは内装仕上工事業の許可を受けている者（工務店等）

3 主な要件

(1) 住宅等の新築、販売

県産木材の使用割合（単位：立方メートル）が全体の木材使用量の 40 パーセント以上であること

(2) 住宅等の増改築

増改築に係る県産木材の使用量が 3 立方メートル以上であること

(3) 住宅等の内装木質化

12 ミリメートル以上の厚さを有する県産木材による施工面積（壁等にあつては垂直投影面積、床、天井等にあつては水平投影面積のそれぞれの合計）が 7 平方メートル以上であること

詳しくは、下記連絡先までお問い合わせください。

問い合わせ先

(1) 申請に関すること

一般社団法人 埼玉県木材協会

電話：822-2568 受付時間：9:00～16:30（土・日・祝日、年末年始を除く）

<https://www.mokkyo-saitama.jp/>



(2) 制度に関すること

埼玉県 農林部 森づくり課 木材利用推進・林業支援担当

電話：830-4318 F A X：830-4839

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0905/mokuzai-hojo.html>



(3) 融資制度

① 勤労者支援資金融資（住宅資金）



新築・住宅（中古住宅、マンションを含む）を購入する際や現に居住している住宅の増改築・補修（リフォーム）を行う場合、500万円を限度に中央労働金庫を通じて必要資金を融資します。

※同一事業所に1年以上勤務している方（事業主や事業専従者の方は対象外）、安定継続した年収（前年税込年収150万円以上）のある方などの要件があります。

申込要件や必要書類等の詳細については、中央労働金庫（さいたま支店、大宮支店）へお問い合わせください。

問い合わせ先 (1) 申請に関すること
中央労働金庫 さいたま支店 電話：864-0500
大宮支店 電話：645-0011
(2) 制度に関すること
労働政策課 電話：829-1370 FAX：829-1944
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/005/005/p014083.html>

② 母子父子寡婦福祉資金（住宅資金）



母子家庭の母および父子家庭の父ならびに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を融資する制度です。

母、父または寡婦が住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金を融資します。

申請先は各区役所支援課ですが、事前に子育て支援課にお問い合わせください。資金ごとに要件があり、生活状況や返済能力を調査・審査します。

※子育て支援課には、母子・父子自立支援員およびひとり親家庭就業・生活相談員がおり、母子父子寡婦福祉資金に関するご相談に応じます。まずは、お電話でご相談ください。

問い合わせ先 子育て支援課内ひとり親家庭就業・自立支援センター
電話：829-1948 FAX：829-1960
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/004/p001440.html>

③ 浸水住宅改良資金融資制度



降雨等からの浸水を防ぐため、住宅の床面を高くするための工事及び直接これに付随する工事を行う場合、300万円を限度に必要な資金を融資します。詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先 住宅政策課 電話：829-1520 FAX：829-1982
ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/009/p000007.html>

④ 水洗便所改造資金貸付制度



公共下水道処理区域内では、既設のトイレ（浄化槽によるトイレを含む）を公共下水道に接続する水洗トイレに改造するための工事費について、自己資金のみでは不足する方に、その費用をお貸しています。

※貸付には様々な条件があります。詳細につきましては、お問い合わせください。

問い合わせ先	西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区の方は 北部建設事務所 下水道管理課 電話：646-3249 FAX：646-3267 中央区、桜区、浦和区、南区、緑区の方は 南部建設事務所 下水道管理課 電話：840-6249 FAX：840-6269
ホームページ	https://www.city.saitama.lg.jp/001/006/003/005/003/p003179.html

⑤ 【フラット35】〔住宅金融支援機構〕



民間金融機関と住宅金融支援機構が提携し、申込者または親族が居住するための新築住宅の建設・購入資金または中古住宅の購入資金に対し、最長 35 年の長期固定金利住宅ローンを提供します。子育て支援施策として、こどもの人数に応じた金利引下げ等、多彩な金利引下げメニューがあります。申込みは、【フラット35】取扱金融機関の窓口で受け付けています。

なお、金利・融資手数料は金融機関によって異なります。

※投資用物件の取得資金にはご利用いただけません。

※機構では、申込ご本人またはご親族の方が実際にお住まいになっていることを定期的に確認しています。

問い合わせ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-0860-35 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く） PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ	https://www.flat35.com

⑥ 【リ・バース60】〔住宅金融支援機構〕



【リ・バース60】は、住宅金融支援機構と提携している民間金融機関が提供する 60 歳以上の方向けの住宅ローンです。元金はお客さまが亡くなられたときに相続人の方から一括してご返済いただくか、担保物件（住宅及び土地）の売却によりご返済いただく商品です。一般的な住宅ローンよりも毎月の支払の負担が少なく、例えば年金収入の方にもご利用いただいています。

お申込みの条件や商品の詳細など取扱金融機関によって異なります。詳しくは取扱金融機関にお問合せください。

問い合わせ先	住宅金融支援機構 お客さまコールセンター 電話：0120-9572-60 受付時間 9:00～17:00（土日、祝日、年末年始を除く） PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0405（通話料がかかります。）
ホームページ	https://www.jhf.go.jp

⑦ リフォーム融資（高齢者向け返済特例）〔住宅金融支援機構〕



満 60 歳以上の方が部分的バリアフリー工事、ヒートショック対策工事または耐震改修工事を含むリフォームを行う場合に、毎月のお支払を利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者を含みます。）全員が亡くなられたときに、相続人の方から、融資住宅および敷地の売却、自己資金などにより、一括してご返済いただく融資です。

● 融資限度額

・「保証ありコース」の場合

1,500 万円、または、機構が承認している保証機関（（一財）高齢者住宅財団）が保証する限度額のいずれか低い額

・「保証なしコース」の場合

1,500 万円、または、機構による担保評価額（建物と土地の担保評価額の合計額）のいずれか低い額

※住宅部分の工事費が上限となります。

問い合わせ先 住宅金融支援機構 お客さまコールセンター
電話：0120-0860-35 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

⑧ 災害復興住宅融資〔住宅金融支援機構〕



住宅金融支援機構では、災害により被災された方向けに、被災住宅復旧のための災害復興住宅融資の申込みを受け付けています。地方公共団体から「り災証明書」の交付を受けた方が、ご自分が居住する住宅等を建設又は補修等する場合にお申込みいただけます。

● 融資限度額

【建設の場合】

（土地を取得する場合） 5,500 万円

（土地を取得しない場合） 4,500 万円

【購入の場合】

5,500 万円

【補修の場合】

2,500 万円

※各所要額（建設費等）が上記金額より低い場合その金額が限度となります。（10 万円以上 1 万円単位）

問い合わせ先 住宅金融支援機構 災害専用ダイヤル
電話：0120-086-353 受付時間 9:00～17:00（祝日、年末年始を除く）
PHS・国際電話等をご利用の方 電話：048-615-0420（通話料がかかります。）
ホームページ <https://www.jhf.go.jp>

⑨ 不動産担保型生活資金（生活福祉資金貸付制度）〔埼玉県社会福祉協議会〕

一定の居住用不動産を所有し将来にわたりその住居に住み続けることを希望する高齢者世帯に、当該不動産を担保として生活費を貸付けする制度で、さいたま市社会福祉協議会が相談・申込の窓口を担っています（実施主体は埼玉県社会福祉協議会）。

※貸付けには一定の要件と審査があります。

問い合わせ先

（１）相談・申込先

社会福祉法人 さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）（下記参照）

ホームページ <http://www.saitamashi-shakyo.jp/jigyousyousai-fukushishikin.html>



（２）制度に関する問い合わせ先

社会福祉法人 埼玉県社会福祉協議会 電話：822-1192 FAX：822-1449

ホームページ https://www.fukushi-saitama.or.jp/site/problem_1.html



さいたま市社会福祉協議会（各区事務所）

西 区 電話：622-3333 FAX：622-1991

北 区 電話：653-1177 FAX：653-6006

大宮区 電話：646-4441 FAX：646-4447

見沼区 電話：684-3322 FAX：684-2200

中央区 電話：854-3724 FAX：854-3511

桜 区 電話：852-1611 FAX：852-1811

浦和区 電話：834-3131 FAX：833-3199

南 区 電話：838-1818 FAX：838-2700

緑 区 電話：874-0022 FAX：874-2900

岩槻区 電話：757-9291 FAX：756-3064

(4) 中古住宅の登録・紹介制度

① 安心R住宅



安心R住宅とは、耐震性などの条件を満たし、リフォームなどについての情報提供が行われる既存住宅に対し、国が商標登録した「安心R住宅」のロゴマークを付け、物件選別に役立つ基礎的な情報を分かりやすく提供するものです。本制度の運用は、国に登録された事業者団体が行います。

(https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000038.html)

①基礎的な品質があり「安心」
 ◇新耐震基準等に適合
 ◇インスペクション(建物状況調査等)の結果、既存住宅売買瑕疵保険の検査基準に適合
 (インスペクションのイメージ)

②リフォーム工事が実施されていて「きれい」
 ◇リフォーム工事によって従来の既存住宅の「汚い」イメージが払拭されている
 ◇リフォーム工事を実施していない場合は、費用情報を含むリフォーム提案書がある
 (仲介事業者等) (住宅リフォーム事業者等)
 ・既存住宅だけど、きれい
 ・これからリフォーム工事にかかる費用やリフォーム工事後のイメージがわかる 等

③情報が開示されていて「わかりやすい」
 ◇広告時に点検記録等の保管状況が示され、さらに求めに応じて詳細情報が開示される
 (情報開示イメージ)
 広告時の情報開示 → 相談時に詳細情報を開示
 (仲介事業者等)
 ・今までに実施した点検や修繕の内容がわかる
 ・どんな保険・保証がつくかわかる 等

相談できる

◇事業者団体が相談窓口を設置している

・トラブルがあっても相談できる 等

<制度全般に関する問合せ先>

◇国土交通省住宅局参事官(住宅瑕疵担保対策担当) 付 電話：03-5253-8111(内線：39449)

登録事業者団体一覧(令和6年5月1日時点)

登録事業者団体の名称(略称)	相談等に応ずる事務所の連絡先
一般社団法人優良ストック住宅推進協議会 (スムストック)	(一社) 優良ストック住宅推進協議会 事務局 電話: 03-6272-6844 FAX: 03-6272-6843 メール: info01@sumstock.jp
一般社団法人リノベーション協議会	(一社) リノベーション協議会 本部事務局 電話: 03-3486-2512 FAX: 03-3486-2511 メール: info@renovation.or.jp
公益社団法人全日本不動産協会 (公社) 全日本不動産協会)	全日「安心R住宅」相談センター 電話: 03-6272-8688 メール: zennichi.anshinr@zennichi.or.jp
一般社団法人石川県木造住宅協会	(一社) 石川県木造住宅協会 安心R住宅相談センター 電話: 076-240-4081 FAX: 076-240-4051 メール: info@jiwood.or.jp
一般社団法人日本住宅リフォーム産業協会 (JERCO)	(一社) 日本住宅リフォーム産業協会 本部事務局 電話: 03-5541-6050 FAX: 03-5541-0127 メール: info@jerco.gr.jp URL: https://www.jerco.or.jp/contact/

一般社団法人住まい管理支援機構 (HMS 機構)	(一社) 住まい管理支援機構 事務局 電話: 0120-960-148 FAX: 052-950-3773 メール: info@sumai-anshin.org
公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会 (全宅連)	各都道府県宅地建物取引業協会 相談窓口一覧 URL: https://www.zentaku.or.jp/takken/
一般社団法人全国住宅産業協会 (全住協)	(一社) 全住協安心R住宅制度 相談受付窓口 電話: 03-3511-0611 FAX: 03-3511-0616
一般社団法人ステキ信頼リフォーム推進協会	(一社) ステキ信頼リフォーム推進協会 消費者相談窓口 電話: 045-501-5544 メール: info@anr.or.jp
一般社団法人耐震住宅 100 パーセント実行委員会 (耐震住宅 100%実行委員会)	(一社) 耐震住宅 100 パーセント実行委員会 事務局 電話: 03-6897-6789 メール: info@taishin100.or.jp
一般社団法人日本木造住宅産業協会 (木住協)	(一社) 日本木造住宅産業協会 生産技術部 事務局 電話: 03-6893-1177 FAX: 03-5114-3020 メール: anshinR@mokujukyo.or.jp
一般社団法人安心ストック住宅推進協会 (安心ストック)	(一社) 安心ストック住宅推進協会 事務局 電話: 03-3375-1261 FAX: 03-3375-1260 メール: info@anshin-stock.com

② 安心中古住宅登録制度〔埼玉県住まいづくり協議会〕



住宅メーカーや金融機関、公的機関などが構成員となっている埼玉県住まいづくり協議会が主体となり、住宅瑕疵担保責任保険の加入や耐震基準を満たすなどの一定の条件を満たした中古住宅を「安心中古住宅」として登録する制度です。「安心中古住宅」として認定された物件は、販売広告などに認定マークを使用できるほか、HPに掲載されるため、宣伝効果が期待できます。

● 物件登録必須要件

- ・ 住宅瑕疵担保責任保険への加入（またはインスペクション＋自社保証）
- ・ アフターメンテナンス窓口の設置
- ・ 耐震基準の確認書類

問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034
ホームページ <http://saitama-anshin.jp>

③ 既存住宅売買かし保険



購入した中古住宅に構造上の不具合や雨漏り等が生じた場合、保険金が修補費用等として支払われます。

● 既存住宅売買かし保険のポイント

- ・保険の加入者は宅建業者もしくは検査会社（※1）です。消費者の方が直接加入することはできません。
- ・保険の対象は構造耐力上主要な部分（柱や土台など）または雨水の浸入を防止する部分（屋根や外壁など）の不具合です。特約により給排水管路や設備等を対象にすることもできます。（※2）
- ・保険期間は引き渡し日から5年間、2年間または1年間です。（※2）
- ・万が一、引き渡し後に保険の対象となる不具合（雨漏れなど）が発生した場合、保険金が補修費用等として支払われます。（保険金は保険加入者に支払われます。）

※1 保険に加入することができる宅建業者もしくは検査会社は、住宅瑕疵担保責任保険協会のホームページで検索できます。

※2 特約の対象部位、保険期間については保険法人によって異なる場合があります。

【かし保険協会公式】アニメ動画 下記リンクまたはご登録をお願いします。

安心安全な既存住宅売買のすすめ～既存住宅状況調査と既存住宅売買かし保険の活用
(<https://www.youtube.com/watch?v=Qx6c15ttsC4>)



既存住宅売買瑕疵保険 個人間売買の詳細ご説明リーフレットはこちら↓
(<https://www.kashoken.or.jp/individuals/kizon/kizonbabaikojin-chiashi.php>)



既存住宅売買かし保険の利用ができる登録事業者の検索はこちら↓
(<https://www.kashoken.or.jp/individuals/kizon/search.php>)



問い合わせ先 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 電話：03-3580-0236

ホームページ <https://www.kashoken.or.jp/>

(5) その他

① 長期優良住宅認定制度



長期優良住宅認定制度とは、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、建築主等が作成した一定の面積を有する住宅の建築計画や維持保全計画について、長期使用構造等の性能や良好な景観形成等に配慮した居住環境である場合に所管行政庁が認定する制度です。

長期優良住宅は、住宅を長持ちさせることにより、環境負荷の軽減や住宅に係る費用負担の軽減、住宅の資産価値の向上につながります。

なお、長期優良住宅の認定を受けた住宅で、一定の条件を満たす場合には、税制の優遇措置を受けることができます。

問い合わせ先 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の方は
 北部建設事務所 建築指導課 電話：646-3235 FAX：646-3268
 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の方は
 南部建設事務所 建築指導課 電話：840-6236 FAX：840-6267
 ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/016/p085614.html>

② 低炭素建築物認定制度



「都市の低炭素化の促進に関する法律」では、市街化区域等内において、低炭素化のための措置が講じられた建築物の新築等をしようとする者は、低炭素建築物新築等計画を作成し、所管行政庁へ申請することができます。申請を受けた所管行政庁は、低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化を促進するための基準に適合するときは、計画を認定することとしております。

なお、低炭素建築物の認定を受けた住宅で、一定の条件を満たす場合には、税制の優遇措置を受けることができます。

問い合わせ先 西区・北区・大宮区・見沼区・岩槻区の方は
 北部建設事務所 建築審査課 電話：646-3242 FAX：646-3268
 中央区・桜区・浦和区・南区・緑区の方は
 南部建設事務所 建築審査課 電話：840-6242 FAX：840-6267
 ホームページ <https://www.city.saitama.lg.jp/001/154/007/017/p020473.html>

③ リフォーム・リノベ事業者登録制度〔埼玉県住まいづくり協議会〕



リフォーム・リノベ事業者登録制度は、埼玉県住まいづくり協議会が立ち上げた制度で、埼玉県内のリフォーム事業者を募って登録し、2か月に一度開催予定の講習会への参加実績をホームページで年に一度公表するというものです。

これにより消費者はリフォーム事業者選びに客観的基準を得ることができ、複数選んだ候補に見積もりを依頼し、信頼できると判断した事業者に依頼することができるようになります。

※埼玉県住まいづくり協議会は、行政・公益団体・民間企業が共にネットワークを持ち、互いに知見を持ち寄って、各々の発展、地域の発展、埼玉県民の安心・安全・快適な住宅、住環境の創造に寄与していこうとする団体です。

問い合わせ先 埼玉県住まいづくり協議会 電話：830-0033 FAX：830-0034
ホームページ https://www.sahn.jp/?page_id=21

④ 住宅性能表示制度



住宅性能表示制度は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、良質な住宅を安心して取得できる市場を形成するために作られた制度で、具体的には次のような内容となっています。

- 1 住宅の性能（耐震性、省エネルギー性、耐久性等）に関する表示の共通ルール（表示の方法、評価の方法の基準）を設け、住宅の各種性能を等級で表示することなどにより、消費者がいろいろな住宅の性能を相互比較することができます。
- 2 住宅の性能に関する評価は、国土交通大臣等に登録された第三者機関である登録住宅性能評価機関が、住宅の性能の評価を行います。
「登録住宅性能評価機関の検索サイト」
(https://www.hyoukakyokai.or.jp/kan/hyouka_search.php)
- 3 評価では、設計段階で行う「設計住宅性能評価」と設計図書等のとおり施工されているかを現場検査により確認する「建設住宅性能評価」（任意）の2種類があります。
- 4 新築住宅のほか、既存住宅（中古住宅）に対する住宅性能表示制度もあります。



問い合わせ先 一般社団法人 住宅性能評価・表示協会
電話：03-5229-7440 FAX：03-5229-7443
ホームページ <https://www.hyoukakyokai.or.jp>

⑤ リフォーム工事かし保険



リフォーム工事の設計・施工のミスによる不具合（構造上の不具合や雨漏り等）が工事完了後に発見された場合、保険金が修補費用等として支払われます。

● リフォーム工事かし保険のポイント

- ・保険の加入者はリフォーム工事業者（※1）です。消費者の方が直接加入することはできません。
- ・保険の対象はリフォーム工事を行った部分の不具合です。
- ・保険期間は構造耐力上主要な部分（柱や土台など）と雨水の浸入を防止する部分（屋根や外壁など）の工事で5年間、それ以外（内装など）の工事で2年間または1年間です。（※2）

※1 保険に加入することができるリフォーム工事業者は、住宅瑕疵担保責任保険協会ホームページで検索できます。

※2 保険期間については保険法人によって異なる場合があります。

【かし保険協会公式】アニメ動画 下記リンクまたはご登録をお願いします。

安心安全なリフォームのすすめ～既存住宅状況調査とリフォームかし保険の活用

(<https://www.youtube.com/watch?v=ODyxE3nCOH8>)



リフォーム工事かし保険の詳細ご説明リーフレットはこちら↓

(<https://www.kashiboken.or.jp/individuals/reform/reform-chiashi.php>)



リフォーム工事かし保険の利用ができる登録事業者の検索はこちら↓

(<https://www.kashiboken.or.jp/individuals/reform/search.php>)



問い合わせ先 一般社団法人 住宅瑕疵担保責任保険協会 電話：03-3580-0236

ホームページ <https://www.kashiboken.or.jp/>

⑥ 住宅リフォーム事業者団体登録制度



住宅リフォーム事業の健全な発達及び消費者が安心してリフォームを行うことができる環境を整備するために、以下のような一定の条件を満たす住宅リフォーム事業者の団体を登録する制度です。

1 登録団体の特徴

- ・消費者からの相談窓口を設置している
- ・会員事業者への研修などを行っている など



このロゴマークが目印です。

2 ホームページ

「住宅リフォーム事業者団体登録制度」に登録された団体に加盟しているリフォーム事業者は、下記ホームページから検索できます。

(<https://www.j-reform.com/reform-dantai/kensaku.php>)

⑦ 住まい再建事業者検索サイト



災害などにより被災した住宅の補修工事等が可能な事業者を検索できるサイトです。

1 さいたま市における災害に関しては、現状、主に以下を対象としています。

「令和元年台風第 15 号・19 号」 ※対象は県単位

2 ホームページ

「住まい再建事業者検索サイト」に登録されたリフォーム事業者は、下記ホームページから検索できます。

(<https://sumai-saiken.jp>)

⑧ 住まいのあんしん総合支援サイト



住まいのあんしん総合支援サイトは、国土交通省が開設しているサイトで、住宅の売買やリフォームに関する諸制度について記載されています。

1 サイト紹介

・ 住宅瑕疵担保履行法について

新築住宅を引き渡す建設業者・宅建業者に対し、保険加入等による資力確保措置を義務づける住宅瑕疵担保履行法について紹介されています。

・ 住宅事業者の方向け情報

新築住宅、中古住宅の流通やリフォーム工事に関わる事業者の方に、保険制度や補助制度など事業をより円滑に進めるための諸制度について紹介されています。

・ 住宅消費者の方向け情報

新築住宅や中古住宅の取得をお考えの方や住宅リフォームをお考えの方を様々なトラブルから守る仕組みについて紹介されています。

2 ホームページ

詳細につきましては下記リンク先「住まいのあんしん総合支援サイト」をご参照ください。

(<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/index.html>)